

# 申請から認定までの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センターや市区町村の窓口で相談しましょう。

## ① 相談します

介護サービス・介護予防サービスを利用したい人

➡「②要介護認定の申請をします」へ進んでください。

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人

➡基本チェックリストを受けます

介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の利用を希望する人は、地域包括支援センターや市区町村の窓口などで基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は「介護予防・生活支援サービス事業対象者」として、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。くわしくは29ページへ。

※基本チェックリストの結果から介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合、介護サービスや介護予防サービスは利用できません。

※40歳以上65歳未満の人は、要支援1・2と認定された場合のみ介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

## ② 要介護認定の申請をします

介護サービス・介護予防サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。要介護認定では、サービスが必要かどうか、必要な場合にはその程度などを決めます。まずは、市区町村の担当窓口で申請の手続きをしてください。

申請は本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。



### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書（マイナンバーの記入が必要です）
- 介護保険の保険証
- 医療保険に加入していることが確認できるもの

※このほか、本人や代理人の身元確認およびマイナンバー確認の書類などが必要です。くわしくはお問い合わせください。

## ③ 認定調査が行われます

介護が必要な状態かどうか調査が行われます。また、同時に心身の状況について主治医に意見書を作成してもらいます。



### 認定調査

市区町村の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況などの基本調査、概況調査、特記事項について、本人や家族から聞き取り調査などを行います（全国共通の調査票が使われます）。

#### 主な調査項目

##### 基本調査

- |           |         |          |               |
|-----------|---------|----------|---------------|
| ●麻痺などの有無  | ●移動     | ●清潔      | ●ひどい物忘れ       |
| ●拘縮の有無    | ●立ち上がり  | ●衣服着脱    | ●大声を出す        |
| ●寝返り      | ●片足での立位 | ●薬の内服    | ●過去14日間に受けた医療 |
| ●起き上がり    | ●洗身     | ●金銭の管理   | ●日常生活自立度      |
| ●座位保持     | ●えん下    | ●日常の意思決定 | ●外出頻度         |
| ●両足での立位保持 | ●食事摂取   | ●視力      |               |
| ●歩行       | ●排尿     | ●聴力      |               |
|           | ●排便     | ●意思の伝達   |               |
|           |         | ●記憶・理解   |               |

概況調査

特記事項

### 主治医意見書

本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。主治医がいない人は、市区町村の指定した医師の診断を受けます。

## 居宅介護支援事業者とは？

ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している事業者です。要介護認定の申請代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

## ケアマネジャーとは？

介護の知識を幅広く持った専門家で、サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。資格は5年ごとの更新制です。

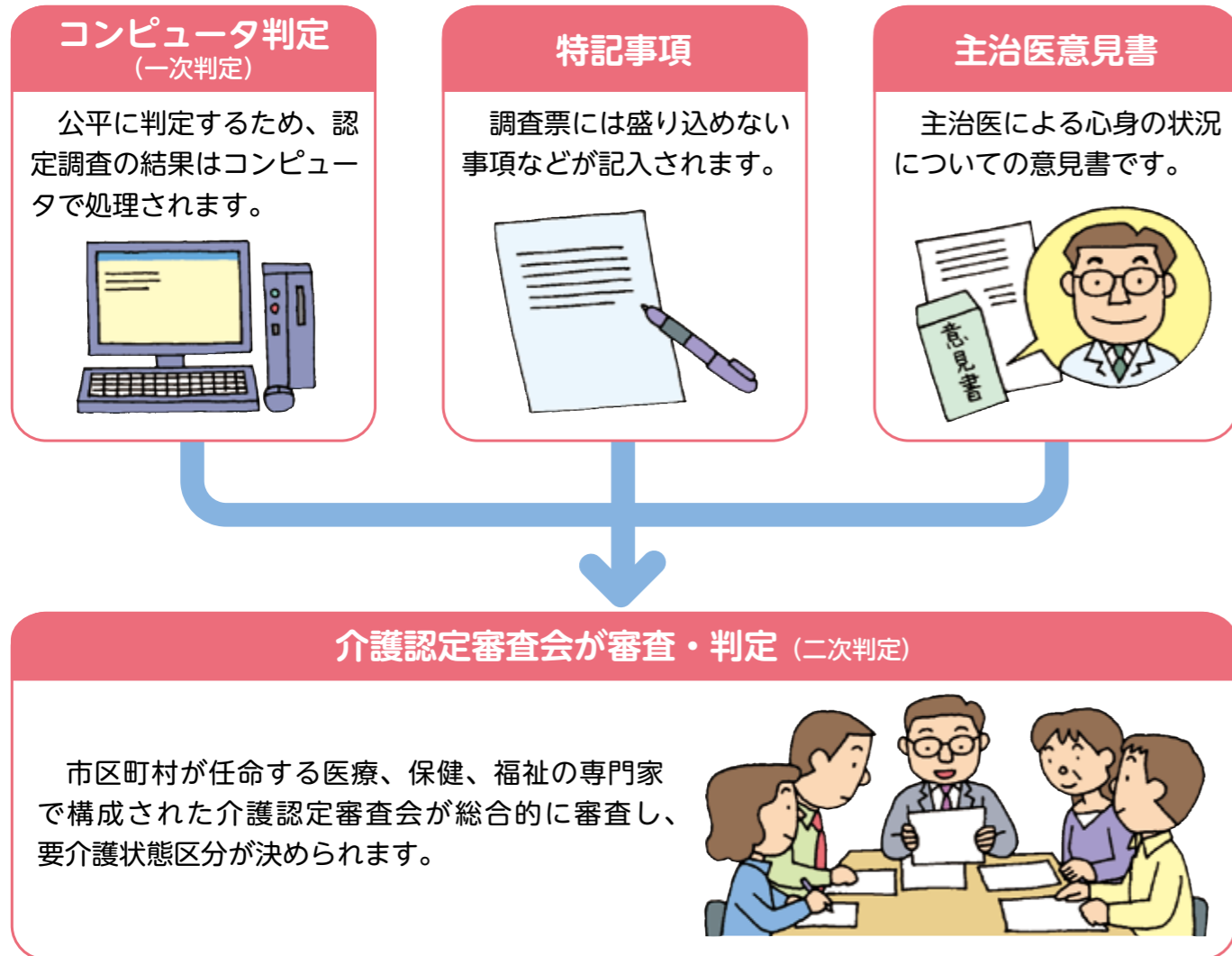
- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします
  - 利用者の希望にそったケアプランを作成します
  - サービス事業者との連絡や調整をします
  - 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します
- など

## 主治医とは？

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など、本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。

## ④ 審査・判定します

コンピュータ判定（一次判定）の結果と、特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会で審査し、どのくらいの介護が必要かという要介護状態区分を判定（二次判定）します。



## ⑤ 認定結果が通知されます

介護認定審査会の判定結果にもとづいて、「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」の区分に認定されます。結果が記載された認定結果通知書と保険証が届きますので、それぞれ記載されている内容を確認しましょう。

※認定結果の通知は、原則として30日以内に市区町村から送付されます。

### ■認定結果通知書に書かれていること

要介護状態区分、その理由、認定の有効期間など

### ■保険証に記載されていること

要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額、介護認定審査会の意見など、給付制限、居宅介護支援事業者名など

## 要介護状態区分

※状態の説明は、あくまでめやすです。

| 要介護状態区分 | 状態のめやす                           | 利用できるサービス・事業                                 |
|---------|----------------------------------|--|
| 要支援1    | ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要   | 介護予防サービス<br>介護予防・生活支援サービス事業                  |
| 要支援2    | 日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い |  |
| 要介護1    | 歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要      | 介護サービス                                       |
| 要介護2    | 歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要 |  |
| 要介護3    | 歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要   |  |
| 要介護4    | 日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難   |  |
| 要介護5    | 生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能     |  |
| 非該当     | 要支援や要介護に当てはまらない人                 | 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合は<br>介護予防・生活支援サービス事業 |

※介護予防・日常生活支援総合事業の「一般介護予防事業」は、65歳以上の人は誰でも利用できます。一般介護予防事業についてくわしくはP29へ。

## 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は、状態に応じて3か月～48か月の期間に設定されますが、原則として、新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。



## 教えて！介護保険



認定結果に不服があるときは、どうすればよいですか。



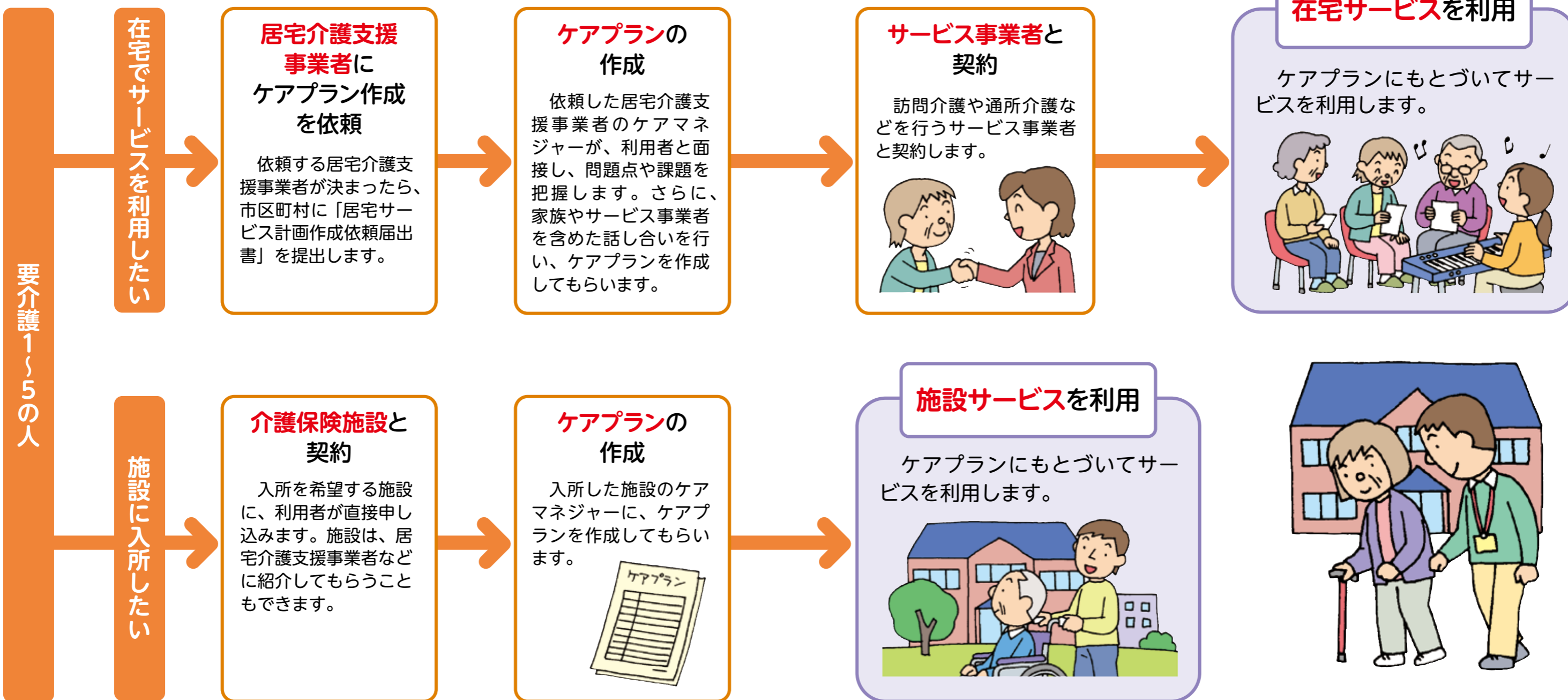
要介護認定の結果に疑問や納得できない点がある場合は、まず市区町村の窓口にご相談ください。その上で、なお納得できない場合は、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

# ケアプラン作成の流れ

## 要介護1～5の人

「要介護1～5」と認定された人は、介護サービスが利用できます。居宅介護支援事業者や入所した介護保険施設などで、心身の状況に応じたケアプランを作成してもらいます。

●ケアプランの作成に利用者負担はありません。



## 教えて！介護保険



### ケアプランってどういうものですか？



どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。このケアプランに基づいて、サービスを利用します。

ケアプランは、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、入所する施設などで作成してもらいますが、自分で作成することもできます。利用者自身がサービス事業者のサービス内容や単価を確認してケアプランを作成した場合は、保険証を添付し、市区町村に届け出て確認してもらいます。

要支援1・2の人

「要支援1・2」と認定された人は、介護予防サービスと、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が利用できます。

地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者で介護予防ケアプランを作成してもらいます。

●介護予防ケアプランの作成に利用者負担はありません。

介護予防・生活支援サービス事業対象者

基本チェックリストで「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が利用できます。

地域包括支援センターで、必要に応じてケアプランを作成してもらいます。

●ケアプランの作成に利用者負担はありません。

事業者と契約するときは、こんなことに注意しましょう！

◆サービスの内容

利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。

◆契約期間

在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。

◆利用者からの解約

利用者からの解約が認められる場合およびその手続きの方法が明記されているか。

◆損害賠償

サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

◆秘密保持

利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。 など

